

## 質疑・回答書

告示番号	豊中市上下水道局告示第96号	件名	令和5年度猪名川流域下水道原田処理場3系汚泥消化タンク設備工事
No	質疑事項	回答	
1	「特記仕様書 P.3 第4条 試運転」 試運転につきまして、水運転までが本工事所掌、その後の種汚泥移送、汚泥投入の立上げは豊中市様所掌と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、種汚泥移送、汚泥投入の立上げは発注者が行います。受注者は本工事範囲の水運転まで施工を行い、立上げ時は発注者へ技術指導をしてください。	
2	「特記仕様書 P.12 10.(10)」 各評価は最大入力地震動699gal(水平震度0.71)で評価、「下水道施設の耐震対策指針(2014年版)」に準拠、とございますが、「下水道施設の耐震対策指針」には、機器本体の設計は機器メーカーや装置製造者の基準によるもの、と明記されております。以上のことから、土木設計と消化タンク本体の設計に用いる最大入力地震動は異なってもよいという解釈でよろしいでしょうか。	ご質問のとおりですが、詳細は受注後の協議によります。	
3	「図面M-2 フローシート」 注記に「循環汚泥引抜管、循環汚泥管、温水循環水管には被覆を施すこと」とございますが、特記や設計書には記載がございません。フローシートを正と考えてよろしいでしょうか。	設計書 第M-6号 内訳書 複合工費に被覆工の記載があります。機械特記仕様書P25 § 3配管工 2.配管仕様及び施工範囲の備考欄に被覆の記載があります。設計図書に基づき施工してください。	
4	「図面M-4 M-5」 M-4の濃縮汚泥投入弁と消化汚泥移送弁に対してはそれぞれに電磁弁箱がありますが、一方でM-5の循環汚泥引抜弁と消化タンク逆洗弁に対しては電磁弁箱が1個となっております。M-5のように電磁弁箱は維持管理がしやすいように電動弁2個以上の電磁弁を収納する場合はございますが、M-4のように電動弁1個に対して電磁弁箱をそれぞれ1個設置することは維持管理上のメリットはないと考えます。以上のことから、M-4につきましてM-5のように電磁弁箱を1個とするか、もしくは電磁弁箱を設けないかのいずれか、と解釈してよろしいでしょうか。	設計図書に基づき施工してください。詳細は受注後の協議によります。	
5	「豊中市低入札価格調査制度実施要綱 P.1～2 第5条」 調査基準価格の算出につきまして、それぞれの項目に乗じる率、及びそれらの合計額の算定式は以下の考え方でよろしいでしょうか。 機器費×93%+直接工事費×97%+共通仮設費×90%+(現場管理費+据付間接費+設計技術費)×90%+一般管理費等×68%	機械設備工事の調査基準価格の算定式は以下のとおりです。 直接工事費(機器費及び発生物件の評価額含む)×97%+共通仮設費×90%+現場管理費(据付間接費及び設計技術費含む)×90%+一般管理費等×68%	